

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月17日
【事業年度】	第8期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)
【会社名】	U Tグループ株式会社 (旧社名 U Tホールディングス株式会社)
【英訳名】	UT Group Co.,Ltd. (旧社名 UT Holdings Co.,Ltd.) (注) 平成27年6月20日開催の第8回定時株主総会の決議により、平成27年7月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若山陽一
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田一丁目11番15号
【電話番号】	03-5447-1711
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 丸山崇博
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田一丁目11番15号
【電話番号】	03-5447-1711
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 丸山崇博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月22日に提出いたしました第8期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

(5) 発行済株式総数、資本金等の推移

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(重要な後発事象)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,004,000	<u>37,118,100</u>	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	39,004,000	<u>37,118,100</u>		

(訂正後)

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,004,000	<u>39,004,000</u>	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	39,004,000	<u>39,004,000</u>		

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】
 (訂正前)

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成22年6月25日 (注)1~5	-	214,456	1,562,144	500,000	2,462,144	-
平成23年4月1日~ 平成24年3月31日 (注)6	-	214,456	-	500,000	49,324	49,324
平成24年9月28日 (注)7	11,140	203,316	-	500,000	-	49,324
平成24年10月30日 (注)7	2,996	200,320	-	500,000	-	49,324
平成24年12月26日 (注)7	5,300	195,020	-	500,000	-	49,324
平成25年7月1日 (注)8	38,808,980	39,004,000	-	500,000	-	49,324

(注)1. 当社は平成22年6月25日付けで、その他資本剰余金による配当を目的として資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いました。

2. 資本金及び資本剰余金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更はせず、減少する資本金及び資本準備金の額全額を、その他資本剰余金に振り替えました。

3. 減少した資本金の額

資本金の額20億62百万円のうち15億62百万円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を5億円としました。

4. 減少した資本準備金の額

資本準備金の額24億62百万円全額をその他資本剰余金に振り替えました。

5. 剰余金の処分

減少した剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 103億52百万円

増加した剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 103億52百万円

6. 配当による準備金の積立であります。

7. 自己株式の消却による減少であります。

8. 平成25年7月1日付で普通株式1株を200株とする株式分割によるものであります。

9. 平成27年6月20日付で自己株式の消却を行い、これにより発行済株式総数が1,885,900株減少しております。

(訂正後)

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成22年6月25日 (注)1~5	-	214,456	1,562,144	500,000	2,462,144	-
平成23年4月1日~ 平成24年3月31日 (注)6	-	214,456	-	500,000	49,324	49,324
平成24年9月28日 (注)7	11,140	203,316	-	500,000	-	49,324
平成24年10月30日 (注)7	2,996	200,320	-	500,000	-	49,324
平成24年12月26日 (注)7	5,300	195,020	-	500,000	-	49,324
平成25年7月1日 (注)8	38,808,980	39,004,000	-	500,000	-	49,324

(注)1. 当社は平成22年6月25日付けで、その他資本剰余金による配当を目的として資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いました。

2. 資本金及び資本剰余金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更はせず、減少する資本金及び資本準備金の額全額を、その他資本剰余金に振り替えました。

3. 減少した資本金の額

資本金の額20億62百万円のうち15億62百万円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を5億円としました。

4. 減少した資本準備金の額

資本準備金の額24億62百万円全額をその他資本剰余金に振り替えました。

5. 剰余金の処分

減少した剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 103億52百万円

増加した剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 103億52百万円

6. 配当による準備金の積立であります。

7. 自己株式の消却による減少であります。

8. 平成25年7月1日付で普通株式1株を200株とする株式分割によるものであります。

9. (削除)

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(重要な後発事象)

(訂正前)

自己株式の消却

当社は平成27年6月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

1 消却した株式の種類	: 当社普通株式
2 消却した株式の数	: 1,885,900株 (消却前発行済株式総数に対する割合4.83%)
3 消却日	: 平成27年6月20日
<ご参考> 消却後の発行済株式総数	: 37,118,100株

(訂正後)

自己株式の消却

当社は平成27年6月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1 消却予定の株式の種類	: 当社普通株式
2 消却予定の株式の数	: 1,885,900株 (消却前発行済株式総数に対する割合4.83%)
3 消却予定日	: 平成27年6月30日
<ご参考> 消却後の発行済株式総数	: 37,118,100株

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月10日

U Tグループ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 榎本 尚子
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているU Tグループ株式会社（旧社名 U Tホールディングス株式会社）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tグループ株式会社（旧社名 U Tホールディングス株式会社）及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月20日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して平成27年6月20日に監査報告書を提出した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、U Tグループ株式会社（旧社名 U Tホールディングス株式会社）の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、U Tグループ株式会社（旧社名 U Tホールディングス株式会社）が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

U Tグループ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 榎本 尚子
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているU Tグループ株式会社（旧社名 U Tホールディングス株式会社）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第8期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U Tグループ株式会社（旧社名 U Tホールディングス株式会社）の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月20日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成27年6月20日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。